

1963年3月6日(第5日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時20分～午後5時42分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比 鼎 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次富盛信	5番	石 川 真 六	6番	仲 村 春 果
7番	裕 敏 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 明
10番	又 吉 正 弘	11番	斎 川 繁	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 得	14番	仲 村 喜 永	15番	宮 城 盛 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	武 島 行 男	20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 藏 清 次 郎

3. 欠席議員はなし。

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲 村 春 勝 助役 呉 屋 真 徳 収入役 仲 村 春 松
総務課長 松 川 正 義 財政課長 当 山 全 喜 経済課長 沢 し 安 一
建設課長 桑 江 良 徳 水道課長 奥 里 将 俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松 川 正 義 書記 照 屋 毅 . 伊 佐 正 義

6. 議事日程は次のとおりである。

日 程 第 1 . 陳 情 第 1 号 , 市 体 協 専 業 へ の 追 加 助 成 方 に つ い て .

日 程 第 2 . 議 案 第 5 号 , 1963 年 度 宜 野 湾 市 才 入 才 出 追 加 更 正 予 算 に つ い て

7. 会議の顛末

議長～出席19名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しました。よつて只今より第5日目の会議を再開致します。
(午前10時20分)

議長～日程第1. 陳情第1号、市体協事業への追加助成方についてを議題と致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～9番. 12番議員の出席を報告致します。

議長～陳情者の趣旨説明をお願い致します。

4番～では御説明申し上げます。

宜野湾市体育協会の概要を申し上げますと、全市民が体育協会員であり、主として体位向上の面と各種スポーツ事業を推進するのが目的である。従来の運営は主として、市からの補助と各部落支部の分担金でもつて運営されておりました。

しかし、1963年度において監査員並びに議会の御教示によつて、全市民が会員であるので、全額市の資金でもつて運営するのが妥当であるとのことで、63年度から分担金制度を廃止して、全額市の補助金をおおぐという方法が取れ、当初予算では800\$位事業計画をして陳情致しましたが、予算の関係で500\$に決定され、追加更正で考慮することであつたと聞いております。

市体協の予算年度が7月1日から明年の6月末であり、私が就任したのが10月以後であります。この事業計画、予算を見た場合事業を遂行して行くことが不可能であるとのことで、全役員の協力を求めて、出来るだけ他に財源を求めて、諸事業を遂行するためにあらゆる努力をしたが、確得出来ず、これは我々の努力の足りなさかも知れないがこの事業を遂行するには、どうしても市の補助をおおがなければならないので、陳情した訳であります。

これまでの経過を申し上げますと、地区、市の陸上競技大会は執行されましたが、後に残つた事業は、毎年やる事業で一応予算の検討も致しましたが、この予算では事業の成果を上げることは難しいとのことで追加更正をした訳でございます。

又陸上競技大会における優勝キが4連勝をした大山区に与えられ、当然当初予算で優勝キを調製すべきであります。計上されてなく、今年度優勝した普天間区から優勝キの督促もされている状態にあります。市体協の象徴である優勝キを早急に備えるべく計画をした訳であります。その資金が100\$内外、又大会を象徴する大会キ。これは各種事業の派遣をする場合、他の市町村においては大会キをひるがえして参加しますが、本市では村大会キはありますが、市大会キがなく非常

に困っておりますので、1日も早く大会キを備品として備えたいと思つて50\$計上してあります。

地区、中央の分担金が135\$計上してありましたが、80\$余の追加がありました。これについては後で御説明申し上げたいと思つております。

スポーツ愛好者によつて、マラリンク楽部を結成してくれとのことでその要望を入れ準備を進めております。

このような新規の事業と、これからもつ角力、野球、はい球、或は市としての派遣等については、ただ参加するということではなく、どうしても対外的な市の榮を担つて参加するという立場から、優秀なる選手を送り出したいので、一応更正して増額してあります。

他地区の体協の状況は中部でスポーツの盛大なる浦添村では1,000\$補助されております。又コザ市の場合も相当額の補助がなされているようであります。

これからスポーツを活発にして、市民の体位向上の進行を計るという意味をもちまして、御慎重に御検討されて、我々の意を打開するようお願い申し上げます。

議長～本陳情に対する質疑を求めます。

4番～もう少し補足説明を申し上げます。

今までの体協の運営に当つている役員並びに事務局職員は無報酬で勤めておりますが、この点についても今後大いに検討すべき問題だと思つております。

3番～予算を確得されていることは非常に良いと思うが、運用の面においてマラリンク楽部はどのように運営して行くか具体的に御説明願います。又第3項の野球、はい球、3項の角力大会との関連はどうなつておるか

4番～付記の説明はないので、疑問の点があると思つておりますが、マラリンク楽部については、長距離選手の養成が中央や地区においてもさげられておりますが、市でもそれに趣味を持つていらっしゃる方がおりますが、各人は体位向上のため、楽部を結成して体位向上を計りたいと思つております。又体協としては、一応楽部を結成して後市内1周の大会を催したいと思つてその経費として30\$計上してあります。それに中央から権いある方を招いて各部落から愛好者を集めて説明会等をもちたいと思つております。出来れば、スポンサーを付けて1万～2万米のマラリンク大会を催したいと思つております。

角力大会は体協の年中行事で5月予定して、各部落と職域を計画して40万計上してあります。

派遣費については、市より地区に派遣する場合ユニホーム、車賃、弁当代で10万計上してあります。

野球大会でも備品、準備等で相当かかりますが、借りて出来るものは借りてまに合せておりますので、これだけ計上してあります。

分担金については、地区体協の予算で毎年割当額が違っておりますが前年度の実績をおさえて135万計上してありましたが、地区体協事業が大きくなったため増額割当になっております。

割当方法としては、人口割によつて割当られ、足りない分は寄附金等によつてなされている。

今度のコザ地区体協が全島陸上競技大会において男女総合で初めて1位(優勝)になり、その祝賀会とそれにコザ地区体協の創立15周年の記念祝賀会を催し、ご労者に対し感謝状を贈呈してあります。そのため追加増額になっております。

3 番～分担金について、これは当初予算で見積られたとのこととありますが年度途中でこれだけ増になった場合各市町村困ると思うが、これは今年度限りのものであるのかどうか。

4 番～当初で割当するのが妥当ではありますが、当初の事業計画から分量が増えたので、今回に限り80万余の増額になったようであります。次年度は事業分量がどの位になるかは分らないが、当初で1ヶ年の計画を立てて、分担金を割当るのが妥当だと思っておりますので、その点主張したいと思っております。

19番～2項のはい球、野球、角力大会について、予算は実績を参考にして計上されたとのこととありますが、ほとんど倍になっておりますが、その点について御説明願います。

議 長～暫休願致します。(午前11時4分)

議 長～再開致します。(午前11時12分)

5 番～全市民の体位向上を計るという運営方針であるとの御説明でありましたが、選手養成のための運営のように思われるが、体協運営の基本方針を御説明願います。

4 番～体協の事業と申しますと、あくまでも全市民が対象であります。スボールを愛好している人々を育成し、重点的にのばして行くと、出来

出来るならば、全市民があらゆる大会に参加出来れば、これにこしたことはありませんが、しかし会員が子供から大人まで(全市民)ありますので、それよりかは重点的に組織のありかたを一定して、そのしげきによつて全市民が体協の事業にはんえいし、そしてこの初期の目的である処の各々立場において体位を向上するというような事が体協の運営方針であります。

又優秀な選手をじきアップしてどしどし育成をして対外的な面も充分発揮させるべく考えております。

陸 番～陸上競技大会開催の場所について、本年度からは各校区単位になるとの話も聞かれますが、事案かどうか。

寄附金について、校区単位でやつた場合1部落の寄附金が市体協の寄附金よりも大きく集ると思うが、その点について検討されたことがあるか。

4 番～この問題については、去年あたりからもち上つたようであります。或部落においては校区単位であれば参加するが、市一円でやつた場合は参加しないという部落が既に2、3出ております。

これについて、役員会を開いて検討致しましたが定期的に切ばぐづまつている関係上、今回は従来通決行することにして、次年度において検討し、全市民がこの事業に喜んで参加するように又協力してもらうように改善すべき点は改善して行きたいと思つてつております。

8 番～体育面の各予算面の計画は適切であると思うが、総予算の75%は市の補助金をあおいで運営されているかつこうになつていますが、本市においては過去に1回中央大会をもつたことがあります。これについて周到な緻密な計画、才入面の計画、年次計画をもつてグラウンドの整備、排水の完備、或はスタンドの設置等を考慮して、中央大会を誘致する考えはないかどうか。

4 番～体協の今後の運営、或はこの陳情にもある通り体位向上を計るには、どうしてもその施設が必要欠くべからぬ問題になつております。

しかしながらそれだけの施設並びにグラウンドの整備をするには、体協だけではどうしても出来ませんので、この際体協が推進体となつて市当局、議会、全市民の協力をお願いしてグラウンドの整備、施設の拡充を計つて行くということを今後の活動方針に取り上げて、諸事業を誘致したいと思つております。

又誘致することによつて体協の発展にも大きく寄与する半面又市の発展にもなると思いますので、一体協の問題ではなく、全市民と共に市当局が主体となつて、商工会とタイアップして諸事業の誘致策を今後検討して行きたいと思つております。

議 長～暫休憩致します。(午前11時25分)

議長～再開致します。(午前11時45分)

議長～質疑打切の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることと致します。

議長～では陳情第1号、市体協事業への追加助成方について討論を願います

16番～先に提案者からも御説明がありましたように、外の陳情案件とは異なり
全市民の保健体育向上を計るという大きな面から考えた場合、スポーツ
でもつて融和性しようという陳情趣旨でありますので、本陳情案件を採
択することに賛成致します。

議長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案の討論を打切ることと致します。

議長～では陳情第1号、市体協事業への助成方についてを表決に付します。
本案を採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、陳情第1号、市体協事業への助成方について
を採択することに決定致します。

議長～日程第2、議案第5号、1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算に
ついてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～税金の増収が見込まれるようになり、なお一方においてはと場と市場の
使用料が予定通り入つて来そうもないので更正しなければならない。
後は政府支出金であります。これはトンネル予算になつております。
支出においては議会費の方で本年度において本土視察研修をしてもら
いたいと思つてこれだけ計上してあります。
役所費においては区長の報酬を10款の方に組替えてあります。なお諸
費においては区長の退職給与金を計上してあります。
3款の施設費においては消防庁舎の落成祝賀会の費用として計上してあ
ります。

土木費は縣の道路工事が直ぐキジの運搬時期になりますので、実はその前から工事にあたつておりましたが、検査が未だ通らない内にその道路を利用してここまゝ進めて来たのですが、一応これをなおして検査を受けて、政府の補助金を得ようという訳で、道路の工事を計上してあります。

社会及び労働施設費の方では先に市体協からの陳情も審議なさいましたが、補助金が主体であります。今までの予算ではどうしても運用が出来ないとのことであります。そこに色々体協の運営について御意見もありましたが、建設途上にある吾が市においては、最も力になるのは市民の健全なる心身共に健全なる市民をつくるのが大事であると思つております。普段私し考へますのは、戦後の世相で特に不安を感じるのは青少年の不良化であります。これはいかにして現在の社会に立派な青少年にするかといひますと、一番適切なのはスポーツを奨励することだと私は思うのであります。

財産費については、此の前の琉銀の株の購入費になつております。雑入については、先の区長の費用がここに組替えられております。車の購入については、ピカップ一台では不便を感じておりますので此度一台増したいと思つて計上してあります。

以上もつて説明を終ることに致します。なお詳しいことについては皆様方の御質疑にお応えしたいと思つておりますので、どうぞ宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後零時10分)

議 長～再開致します。(午後2時12分)

5 番～才入の市民税で3,500 \$の増収になつておりますが、これについて詳しく御説明願います。

財政課長～御説明申し上げます。今までの予算執行状況を準備しておりますが、未だお渡ししてありませんので御説明申し上げます。

今までの予算では市民税の場合16,683 \$となつておりましたが、調定しまして3月末現在で24,051 \$ 93 仙となつております。これだけの増収となつておりますので充分3,500 \$は増収だという事でありませぬ。

事業税の場合今までの予算が23,327 \$となつておりましたが、調収をして見ると30,912 \$ 12 仙となつております。それで6,600 \$の追加が充分だと考えております。

5 番～6,600 \$の増収となつているのは、見越しよりも見込み違いでおつたのか、それとも以前よりは徴収業務面にそれだけ努力したとのことか。

財政課長～これは予算の最初の何んでありますので、大体従来は同業主体でしてありましたが、大体調定に近いように予算でも見込んだ方が良いでしょう。又調定というものは予算とは別個のものでありますので、取つて見ないとわからないので、これだけ見積もつたということになります。

16番～市税について、前年度より以上に90%を見積つて当初予算も組れたと思いますが、その後調定額がふえたものの何%が市民税の3,500\$で、又事業税の6,875\$か。

助 役～市民税がふえて固定資産税はふえてない。市民税がふえたのは法人関係がふえたためであります。それに設立の承認の年度関係で、従来は赤字決算が相当生じて、市民税並びに事業税においても担税が出来なかつた率から申しますと現調定額が14万\$で、62年度の実績が64.4%となつておりますので、それを加味して算出してある。

16番～それと関連して新築増築が相当あると思うが、不動産取得税の才入面が考えられなかつたか。

財政課長～それは御承知のように此の度法改正の場合従前の考え方と違つて、居住の用に供すると云ふ貸屋であつても、適用されると云ふこともありますので、これは考えておりません。

10番～消防庁舎の問題について、支給の額は変わらないとのことでありますが、予算においては相当額の増になつておりますが、去つた10月の定例議会においては、全部軍支給だと云ふことでありましたが、この面についてお伺い致します。

総務課長～10月の予算更正の場合には一応当初予算においては設計の方が最終的には未だ出来てなかつた。

民政府に提出した設計関係資料に基づいて、予算に表示し、その後一応全部の資材を受領致しまして、その物品送付書によりますと、予算にかかげた金額に相当する物件の価格の評価で送り状が参つております。

それで当初予算では概算計上して連絡したたそれに基づいて全資材を送つて後の送り状が参つたと云ふことになりますので、追加してあります一応現物は載きましたので、評価の点について向の見方とこちらの見積りとのくुरいは御座いますけれども、実質的にはこれだけの資金をかく得してやつてありますので、民政府の評価額をこちらに受け入れるとの追加であります。

10番～1月定例会において、契約を結んだ金額と追加更正予算上の金額と相違があるがこれについて御説明願います。

総務課長～契約金額にはくるいはありません、工事施行者との契約については、皆様方の承認を得た通りであります。
只事務手続によつて一応請負者に対しての契約も、こちらの見積による資材分はこれだけだと契約をしたが、本会の場合は評価格の違いがありますので、その面については事務的的操作ですと、あくまでも市から請負者に対する契約については、何んだ変りはありません。

5番～才入面について、と場使用料が1,000\$の減になつておりますが、使用条例の第5条を適用して減になつているのか。前の予算は第5条を適用しないでの予算額であるのか。

財政課長～これは両方かねるわけです。災害、その他特別の事情がある場合において、使用料の延納又は減免を必要と認める者に対し、当該使用料を延納させ、又は減免することが出来ると云ふことになつておりますが、7月1日に新と場に移る予定でありましたが、8月10日にしか移つてないので、その間業者はコザのと場に行つたり、仮と場を使用しておりましたので、60仙にすることは出来ないとのことで。

5番～第5条を適用すると云ふのは、改正前より安くなつたので減になつたのか。

財政課長～第5条は適用されておりません。

議長～暫休憩致します(午後2時35分)

議長～再開致します(午後2時37分)

4番～只今のと場の使用料の1,000\$の減については、今までの説明で良く分りましたが、しかし本予算年度も後4ヶ月もありますので努力すればある程度の実績は上げることは出来ないのか、又本市のと場以外を使用している業者があると聞くが、そう云う業者をかんゆうして使用させることによつて、もつと実績が上げられると考えられるが、何故年度途中で更正減にしなければ出来ないのか。

財政課長～当初の予算の場合、色々審議されましたが、新しいと場になりますので、頭数もふえ、それからも収益を上げなければならないと(30頭×60仙でしかまかなえないと云ふこととあります)それで前の頭数を申

上げますと、大体1日15頭でありました。それで後15頭位については市内には販売業者も多く居られるし話し合えば可能ではないかと。2, 3回相談に行きましたが、その中には来た方もおります。そうこうしている内に浦添の港川のと場が施設改修でと場を使用させて呉れとのことと4組来て1時は23頭までこぎつた様なわけがありますが、御承知のように今度の場合はブタが少なくなつた関係であります。

4 番～市場使用料の減についてであります。これについて具体的に説明を願います。又本更正予算は収入の税金において、1万\$の増になっておりますが、そのほとんどが事務費や消費的経費になっておりますが、そのような経費は当初で或程度見直しをつけて、投資的経費に当てるのが正しいと思ひますが、更正増に対して投資的な経費は何%であるのか。

市 長～投資的事業は更正では持つておりません。今度の事務的経費は市町村自治法の改正によつて(区長制度の廃止)の消費的経費であります。後は土木事業の更正であります。

4 番～投資的経費はないとのこととありますが、土木費、財産の取得等は投資的経費になると思うが。

議 長～暫休憩致します(午後2時45分)

議 長～再開致します(午後2時50分)

経済課長～市場使用料については、当初予算では63年度の前半期によつて、12ヶ月間の見積りを纏んでありましたが、使用開始がおくれ又周辺の状況からして、どうしてもある程度の使用料を免除しなければならないので減になつている。実質的には6ヶ月分であります。その対象金額は今の区別で278坪で1坪当たり10仙とすると524\$の収入額で、これを年間にするると1,288\$であります。

16番～役所費の諸手当について、前年度予算の場合6,300\$で、更正予算の場合2,800\$と約9,800\$の予算が成立したわけとあります。年度中途になつて、500\$の増(時間外勤務手当)となつておりますが仕事の分量がふえたのと認めますが、それが定数とも関連して定数もふえているが、どう云う面が時間外勤務手当の対象であるのか。

市 長～結論から申し上げますと、時間外にしなければならない仕事が多くなつたと云ふわけとありますが、どこで時間外が昨年より多く使つているかは今調査しておりますので後でお答えします。

15番～乗用車の型についてお伺いします。

総務課長～この乗用車はハイヤーであります。

4番～役所費の諸手当の500\$について、調査しなければ分らないとのことであるが、この500\$を更正する場合の基礎について、又乗用車の購入費1,800\$について、車の種類並びに算定基礎について御説明願います。

総務課長～諸手当については、当初予算では600\$計上してあります。特に本年度は御承知のように建設面においては都計関係のプラン作成とか、自治法改正で市町村の内部体制の強化、末端組織の変更、区長制度の改革等過度期の年で、技術的に或一定の期間にやらねばならないと云ふ仕事で当初予想されない臨時業務が相当出て来たと云ふのが大きな原因であります。現在すれに600\$は消費しており、新年度発足までには、相当な業務分量が出て来ると予想されますので、一応500\$計上してあります。時間給にして約1,500時間あります。

乗用車について、予算計上して後の検討と云うことになりましたが、現在では出来るだけ部分品が何時でも得られるような車を購入したいと思っております。

5番～時間外手当については、未だちゆう象的な感がありますが、本会計年度において、現在までの各課別の使用高を示めしてもらいたい。

総務課長～後でお知らせ致します。

議長～暫休憩致します(午後3時)

議長～再開致します(午後3時4分)

1番～才出の4款土木費の1目20節の借料及び損料、並びに2目の24節工事請負費について、具体的に御説明願います。

2款4目需要費の乗用車購入費について維持費が計上されていないが、又乗用車は物品税が課されて時価が高くなっているが、物品税の免税について努力してもらいたい。

建設課長～道路維持費になっておりますが、去つた12月でほとんど使用して、

わずかしか残っておりません。5月からは雨期に入りますので、1,650 \$更正してありますが、これは主に車、シヤボの借料であります。
24節の工事請負費の945 \$は縣教の森の後向の道路修理で、この工事は去年の4月12日に指名競争入札をさせたが、予定価格が3,000 \$に対し、最低入札が4,190 \$で、落札者が出ませんでしたので、農地課と相談して設計変更を申し込んだが、直営でやつたらどうかとのことで、直営でやつたが、かんばしくなかつた。
その内にキジの取かくと合つて、このまま放置しては困るとのことで、速かに農産物を搬出出来るようにして、これで一応工事を済せてもらいたいと申請したところ工事量は設計書の通りには出来てないとのことでそのままでは済されないと、当時設計のミスもあるので、3,000 \$の予定に2,000 \$の工事しかしてなかつたら査定減にしよう申し出たが、これは繰越の工事では出来ないので、945 \$の増にしてあります。

総務課長～4月、5月、6月の3ヶ月でありますので、ヒカアツブの燃料費を節減したいと思っております。
維持費については、新車でありますので必要はないと思っております。
又人件費については、現年度は専任はおかないで、職員⑨運転手を出来る方々をあてて行きたいと思っております。
免税の点については、価格で相当助かりますので、特に正当であると云ふので、免税の対象になつておりますので、会社の方とも充分話し合は出来ると思っております。

議 長～暫休憩致します(午後3時15分)

議 長～再開致します(午後3時17分)

5 番4款1目の24節の1,650 \$の借料及損料の具体的な内訳を御説明願います

建設課長～トラック、シヤボの借料であります。

5 番～損料についてお伺いします。

建設課長～借料が主で損料は含んでおりません。

4 番～3款3目の需要費 消防庁舎落成祝賀会費について、具体的な御説明を願います。又時期については何時頃予定しているか。
4款2項1目の調査費で600 \$の不用減になつているが、都計事業をこれから進める上において都計関係で他に流用することは考えられなかつたのか

総務課長～時期は今月の15日頃を予定しております。共進会が3月30日頃の予定でありますので、その中間にやりたいと思っております。
その内訳については、大体会員が400名位の想定で1人当り50仙で200\$。後の100\$は余興、賞状、感謝状、その他の雑費でございます。

建設課長～都市計画費の不用額は6名の40\$の12ヶ月分の賃金となつておりますが、どうも適当な人が得られないと、その内3名はようやくさがしてありますが、後3名は得られませんので、不用なつておりますが、何時でも採用出来るように残してあります。

3 番～課長の説明では、市民税、事業税の増収があると云われましたが、税収の面で未だ余ゆうの見透しがついていると云うふうに見て差支えないか

財政課長～先程も申し上げたように、確定の段階から見て徴収は上がると断定されます。

3 番～これは不安定の段階でないから、更正にもつて来てないと事か。そうでしたら未だ余ゆうはあると見て良いか。
次にと場の件について、第5条の適用は今もやつているのか。

財政課長～第5条の適用については、今はやつておりません。新しいと場に移つてからは条例通り60仙取つております。

議 長～暫休憩致します。(午後3時30分)

議 長～再開致します。(午後3時50分)

5 番～1日の道路維持費の24節の945\$について、課長の説明では工事が不完全のために完全にするための費用と云ふ事がありますが、その意味から工事が不完全のため、後945\$必要であるとのことか。

建設課長～はい

5 番～それは工事費の見積りに判断のあやまりがあつたのか、或は工事施行に欠かんがあつたのか。この辺について御説明願います。

建設課長～工事施行の面において欠かんがあつた。先にも御説明申し上げましたが、岩ばんに対する見方に見えないがあつた。石でなく土まじの層であるためハッパが効果なくこう云うことになつている。

4 番～7 款 1 項 10 目の農器具の補助金についてであります。散粉器補助金は政府補助であるとのことであるが、それ以外に市からはどの程度の補助をしているか。

経済課長～政府補助金だけであります。

4 番～当初の予算で散粉器の予算が計上されておりましたが、それとの関連はどうなっているか。

経済課長～市の補助対象になつてゐるのは、毎年5月10日までに補助申請をさせて、そしてその1ヶ年分を当初予算に計上してあります。
今度の場合は政府補助で、希望者がおりましたので、計上してあります

4 番～条例においては、動力の場合30%、手動の場合50%以内となつてゐるが、それとの関連について。

経済課長～政府補助でありますので、条例の適用は受ない。申請するとき市の補助の対象ではないと申し上げてありますので、別に問題はない。

3 番～期限内で申請すれば、条例の適用も受けるが、期限外でありますので、本人も良く承知のことであることとありますが、これは同じ市民であり、不撓平であると思いますが、予算がなくてそなつてゐるのか、或は期限内で申請しないものは、条例を適用しないのか。

議 長～発今定該4時であります。後暫く時間延長をしたいと思つておりますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

経済課長～この問題については、皆様方がそういうお考えであれば、今後検討したいと思つております。

8 番～消防庁舎の落成祝賀会について、当日祝儀を受付けするか。又消防庁舎が完了すれば、市民への時報と云うことが必要だと思ふが、サイレン、時のかね等を設置する考へはないかどうか。

市 長～考へております。

総務課長～祝儀の件でございますが、会員が特定の方々でありますので、一応は取らないつもりであります。

16番～市とマリ隊との親善行事が催され、その行事取入を市に寄附することになっておりましたが、その額について、尚又更正予算に計上されていない理由について御説明願います。

助役～寄附金として交付されたのが、765 \$ 72 仙であります。それからちゆうせんでオートバイを得られた玉城氏から100 \$ で合計865 \$ 72 仙であります。予算に計上されていないのは、当初予算において既に特別寄附として1,000 \$ 組んでありますので。

4番～只今の寄附金の件についてであります。1,000 \$ 計上して865 \$ 余しか入っていないが、これから色々と施設、備品、隊員の厚生等と相当な経費が要すると思うが、これの念出はどこからもつて来るか。又これから特殊寄附をする計画があるかどうか。

市長～特殊寄附も必要であります。今の処私も職員もたえず時間に迫られて寄附募集にまわるのが非常に困難を来しておる状態です。これから大きな会社当りに当つて見たいと思っております。

議長～暫休憩致します(午後4時10分)

議長～再開致します(午後5時35分)

議長～大体質疑もつきたようでございますが、進行して良いでせうか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることと致します。

議長～では本案に対する討論を求めます。

16番～本案件は時直を得た内容の問題であり、早急にやらなければならぬ問題ですが、御要望申し上げたいのは、一応予算編成の場合にはそれ相当の資料があつてこそ、その様に表れると思ひます。次回から議会から要求されたときは、或程度資料も準備してもらいたいことを要望申し上げて、原案に賛成致します。

議 長～外に御座居ませんか。なければ討論を打ち切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議 長～では議案第5号、1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを表決に付します。

議 長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、議案第5号1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します(午後5時40分)

議 長～再開致します(午後5時41分)

議 長～日程は全部終了致しましたので、本日の会議はこれを以つて終ることに致します。尚明日は午前10時より再開致します。

議 長～散会(午後5時42分)